

令和6年8月 定例教育委員会

第3別館2階会議室

議事日程 (令和6年9月2日 午前10時00分)

日程 番号	議事		
1	7月教育委員会会議録の承認		
2	会議録署名委員の指名		
3	教育長報告		
4	議題		
(1)	議案第38号	令和6年度教育費補正予算に係る意見聴取について	
	議案第39号	今治市立図書館条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について	
	議案第40号	財産の取得(教育系情報基盤システム用機器)に係る意見聴取について	
	議案第41号	今治市公民館運営審議会委員の委嘱について	
	議案第42号	今治市図書館運営審議会委員の委嘱について	

資料 1

第11回教育委員会議案第38号

令和6年度教育費補正予算に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、令和6年度教育費補正予算について、意見を聴取する。

令和6年9月2日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

令和6年度今治市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度今治市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ560,848千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,049,054千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

令和6年度 教育費（総括）

（単位 千円）

教育費現計予算	7,858,582
今回補正額	77,300
計	7,935,882

歳入

款項目	補正前	補正額	計
15 国庫支出金	12,784,092	△ 32,149	12,751,943
2 国庫補助金	3,636,850	△ 51,492	3,585,358
9 教育費国庫補助金	277,646	8,851	286,497
22 市債	4,691,300	486,800	5,178,100
1 市債	4,691,300	486,800	5,178,100
8 教育債	1,254,800	50,400	1,305,200

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 小学校管理費	8,851	学校施設環境改善交付金(1/2・1/3)
2 小学校管理債	50,400	小学校施設整備債 47,100 小学校施設整備債(防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債) 3,300

(単位 千円)

節		説明	目の説明
区分	金額		
18 負担金補助 及び交付金	2,100	補助金 島しょ部高校教育振興費	高校・大学振興費 2,100
14 工事請負費	75,200	大西小学校校舎改修工事	施設整備費 75,200

第2表 債務負担行為補正
追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
大西小学校校舎改修工事	令和6年度から令和7年度まで	<div style="text-align: right;">112,800</div> <div style="text-align: right;">(参考)</div> <div style="text-align: right;">令和6年度予算計上済額</div> <div style="text-align: right;">75,200</div>

一般会計 債務負担行為

今治市立図書館条例の一部を改正する条例制定に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 の規定により、今治市長に意見を求められたため、今治市立図書館条例の一部を改正する条例制定について、意見を聴取する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」

駐車場の使用料を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市立図書館条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

「理由」

駐車場の使用料を改定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市立図書館条例の一部を改正する条例

今治市立図書館条例（平成17年今治市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第10条から第17条までを次のように改める。

（駐車場の名称及び位置）

第10条 今治市立中央図書館駐車場の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

（定義）

第11条 この条例において、深夜駐車とは、今治市立中央図書館地上駐車場の閉門時から開門時までの駐車のことをいう。

（使用できる車種）

第12条 駐車場を使用できる自動車の種類は、別表第3のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車できる自動車の種類の変更をすることができる。

（駐車場の使用）

第13条 駐車場は、次に掲げる者の使用に供するものとする。

- （1） 今治市立中央図書館を利用している者
- （2） 今治市立中央図書館で開催される会議、行事等に参加している者
- （3） 今治市立中央図書館の施設の維持修繕等を行っている者
- （4） その他教育委員会が必要があると認める者

2 前項に掲げる者以外の者が、深夜駐車をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

（駐車制限）

第14条 教育委員会は、駐車場が収容能力を超えた場合は、駐車を制限することができる。

（駐車拒否）

第15条 教育委員会は、駐車場に駐車しようとする自動車が、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。この場合において、既に入庫している自動車は、速やかに出庫させるものとする。

- （1） 危険物を積載している場合又はそのおそれがある場合
- （2） その使用が駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれがある場合
- （3） その使用が他の自動車の駐りに支障を及ぼすおそれがある場合
- （4） 開門時において、駐車しようとする者が第13条第1項に掲げる者以外の者である場合

(5) 前4号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある場合
(使用許可の取消し)

第16条 教育委員会は、第13条第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合

(2) 前条各号に該当することが判明した場合

(使用料)

第17条 使用者は、出庫までに、1回1台につき1,000円の使用料を納付しなければならない。

第23条第3項中「第16条」を「第17条」に改める。

第24条第3号中「第14条」を「第13条」に改める。

附則第5項の表中「第15条」を「第16条」に、「第14条」を「第13条」に改める。

別表第2中「第11条」を「第10条」に改める。

別表第3を削る。

別表第4中「第13条」を「第12条」に改め、同表を別表第3とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市立図書館条例改正条項新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>(駐車場の名称及び位置)</u></p> <p>第 10 条 <u>今治市立中央図書館駐車場の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定義)</u></p> <p>第 11 条 <u>この条例において、深夜駐車とは、今治市立中央図書館地上駐車場の閉門時から開門時までの駐車のことをいう。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(使用できる車種)</u></p> <p>第 12 条 <u>駐車場を使用できる自動車の種類は、別表第 3 のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車できる自動車の種類の変更をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(駐車場の使用)</u></p> <p>第 13 条 <u>駐車場は、次に掲げる者の使用に供するものとする。</u></p> <p>(1) <u>今治市立中央図書館を利用している者</u></p> <p>(2) <u>今治市立中央図書館で開催される会議、行事等に参加している者</u></p> <p>(3) <u>今治市立中央図書館の施設の維持修繕等を行っている者</u></p> <p>(4) <u>その他教育委員会が必要があると認める者</u></p> <p>2 <u>前項に掲げる者以外の者が、深夜駐車しようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(駐車場の制限)</u></p> <p>第 14 条 <u>教育委員会は、駐車場が収容能力を超えた場合は、駐車を制限することができる。</u></p>	<p>第 10 条 <u>削除</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(駐車場の設置)</u></p> <p>第 11 条 <u>今治市立中央図書館に駐車場を設置する。</u></p> <p>2 <u>駐車場の名称及び位置は、別表第 2 のとおりとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(供用時間)</u></p> <p>第 12 条 <u>駐車場の供用時間は、別表第 3 のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車場の供用を休止し、又は供用時間を変更することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(使用できる車種)</u></p> <p>第 13 条 <u>駐車場を使用できる自動車の種類は、別表第 4 のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要があると認めるときは、駐車できる自動車の種類の変更をすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(使用の許可)</u></p> <p>第 14 条 <u>駐車場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない</u></p>

(駐車の拒否)

第 15 条 教育委員会は、駐車場に駐車しようとする自動車が、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車を拒否することができる。この場合において、既に入庫している自動車は、速やかに出庫させるものとする。

- (1) 危険物を積載している場合又はそのおそれがある場合
- (2) その使用が駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれがある場合
- (3) その使用が他の自動車の駐車に支障を及ぼすおそれがある場合
- (4) 開門時において、駐車しようとする者が第 13 条第 1 項に掲げる者以外の者である場合
- (5) 前 4 号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある場合

(使用許可の取消し)

第 16 条 教育委員会は、第 13 条第 2 項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可の条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反した場合
- (2) 前条各号に該当することが判明した場合

(使用料)

第 17 条 使用者は、出庫までに、1 回 1 台につき 1,000 円の使用料を納付しなければならない。

(利用料金)

第 23 条 略

2 略

ない。ただし、入庫時の駐車整理券の交付をもって使用許可とすることができる。

(使用許可の制限)

第 15 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用を許可しない。この場合において、既に入庫している自動車は、速やかに出庫させるものとする。

- (1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。
- (2) その使用が駐車場の施設を汚損し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (3) その使用が他の自動車の駐車に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(使用料)

第 16 条 駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 図書館利用者は、図書館開館中無料とする。
- (2) 図書館利用者以外の者は、30 分までごとに 100 円とする。
- (3) 最初の 15 分は、無料とする。

(使用料の徴収方法)

第 17 条 使用料は、駐車場の使用者が自動車を出庫させるときに、自動料金精算機により徴収する。

(利用料金)

第 23 条 略

2 略

3 利用料金の額は、第 17 条に定める額の範囲内とする。

4 略

(過料)

第 24 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

(1)・(2) 略

(3) 第 13 条の許可を受けずに駐車場を使用した者

附 則

(読替規定)

5 第 21 条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第 3 条、第 5 条から第 8 条まで及び第 12 条から第 16 条まで	教育委員会	指定管理者
略		
第 24 条第 3 号	<u>第 13 条</u>	附則第 5 項の規定により読み替えて適用される <u>第 13 条</u>

別表第 2 (第 10 条関係)

表 略

名称	供用時間
今治市立中央図書館	図書館開館時間
地下駐車場	
今治市立中央図書館	全日(入庫は、午前 8 時 30

3 利用料金の額は、第 16 条に定める額の範囲内とする。

4 略

(過料)

第 24 条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5 万円以下の過料を科する。

(1)・(2) 略

(3) 第 14 条の許可を受けずに駐車場を使用した者

附 則

(読替規定)

5 第 21 条の規定により図書館の管理を指定管理者に行わせた場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略		
第 3 条、第 5 条から第 8 条まで及び第 12 条から第 15 条まで	教育委員会	指定管理者
略		
第 24 条第 3 号	<u>第 14 条</u>	附則第 5 項の規定により読み替えて適用される <u>第 14 条</u>

別表第 2 (第 11 条関係)

表 略

別表第 3 (第 12 条関係)

名称	供用時間
今治市立中央図書館	図書館開館時間
地下駐車場	
今治市立中央図書館	全日(入庫は、午前 8 時 30

		地上駐車場	分から午後9時まで)
別表第3 (第12条関係)		別表第4 (第13条関係)	
表 略		表 略	

資料 3

第11回教育委員会議案第40号

財産の取得(教育系情報基盤システム用機器)に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、今治市長より意見を求められたため、財産の取得について、意見を聴取する。

令和6年9月2日提出

今治市教育委員会

教育長 小澤 和樹

財産の取得について（教育系情報基盤システム用機器）

次のとおり教育系情報基盤システム用機器を購入する。

令和6年9月6日提出

今治市長 徳永繁樹

記

- 1 品名及び数量 教育系情報基盤システム用機器一式（別紙内訳書のとおり）
- 2 購入の目的 耐用年数経過による機器の更新
- 3 購入方法 指名競争入札
- 4 購入金額 26,950,000円
- 5 購入の相手方 今治市南大門町一丁目1番地の15
四国通建株式会社
代表取締役 高木 康弘

「別 紙」

教育系情報基盤システム用機器内訳書

区 分	品 名	数 量
教育系情報基盤システム用機器	H C I サーバー	3 台
	管理バックアップサーバー	1 台
	L 3 S W	2 台
	無停電電源装置 A	1 台
	無停電電源装置 B	1 台
	K V M	1 式
	ソフトウェアライセンス	1 式

「参 考」

教育系情報基盤システム用機器入札結果

業 者 名	入 札 金 額
四国通建株式会社	26,950,000 円
アカマツ株式会社	29,678,000
ケーオー商事株式会社	30,162,000
株式会社スジヤ	30,822,000
越智電機産業株式会社	31,680,000
B E M A C 株式会社	32,615,000
株式会社 I J C	辞 退
有限会社大喜	辞 退

※ 上記金額は、消費税及び地方消費税相当額を加算したものである。

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（8） 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

今治市議会の議決に付すべき契約及び財産の
取得又は処分に関する条例（抜すい）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

資料 4

第 11 回教育委員会議案第 41 号

今治市公民館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、社会教育法第 30 条第 1 項の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
欠員補充による

今治市公民館運営審議会委員候補者名簿

館名 今治市波止浜公民館

候補者	氏名	区分	備考
	木村 誠	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA会長
	檜垣 幸子	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA婦人部長
任期		令和 6 年 9 月 2 日 ~ 令和 7 年 2 月 2 3 日	

退任委員

前任者	氏名	区分	備考
	八木 健一	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA会長
	檜垣 慶子	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA婦人部長

「参 照」

社会教育法（抜すい）

（公民館運営審議会）

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で
定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

社会教育法第 30 条第 2 項の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

今治市公民館条例（抜すい）

（審議会）

第 11 条 法第 29 条第 1 項の規定により、公民館ごとに公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、公民館ごとに委員 12 人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）学校教育及び社会教育の関係者
- （2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3）学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特定の地位又は職により委嘱された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。

「参 考」今治市波止浜公民館運営審議会委員名簿

	氏 名	区 分	備 考	
候 補 者	宇高 淑文	学校教育の関係者	波止浜小学校長	
	木村 誠	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA会長	交替
	檜垣 幸子	社会教育の関係者	波止浜小学校PTA婦人部長	交替
	山口 知奈	社会教育の関係者	北郷中学校PTA役員	
	白石 勝好	学識経験のある者	波止浜校区各種団体連絡協議会長	
	野田 敏子	社会教育の関係者	波止浜校区婦人会長	
	三宅 昇	学識経験のある者	波止浜校区自治会長	
	佐々木真孝	社会教育の関係者	波止浜公民館登録団体	
	片上 勝允	学識経験のある者	波止浜校区老人クラブ会長	
	木村 優子	社会教育の関係者	波止浜地区スポーツ振興会副会長	
	三宅 育子	家庭教育の向上に資する活動を行う者	波止浜地区民生児童委員	
	谷川 賢二	家庭教育の向上に資する活動を行う者	波止浜地区民生児童委員協議会副会長	
	任 期	令和 5 年 2 月 2 4 日 ～ 令和 7 年 2 月 2 3 日		

交 替 令和 6 年 9 月 2 日 ～ 令和 7 年 2 月 2 3 日

資料 5

第 11 回教育委員会議案第 42 号

今治市図書館運営審議会委員の委嘱について

標記のことについて、今治市執行機関の附属機関設置条例第 4 条の規定により別紙の者に委嘱する。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

今治市教育委員会
教育長 小澤 和樹

「理 由」
任期満了による

今治市図書館運営審議会委員 候補者名簿

候補者	氏名	区分	役職名
	川崎 文一	学校教育及び社会教育の関係者	今治市立吉海小学校長
	山口 峰松	学校教育及び社会教育の関係者	今治市立立花中学校長
	青木 久子	学校教育及び社会教育の関係者	今治市連合婦人会 副会長
	長尾 正人	家庭教育の向上に資する活動を行う者	今治市PTA連合会 会長
	松木 博	学識経験のある者	今治史談会委員
	岡田 奈恵美	学識経験のある者	今治明德短期大学 幼児教育学科 講師
	日野 郁子	学識経験のある者	朗読奉仕グループ「みちくさ」代表
	大仲 薫	学識経験のある者	朗読奉仕グループ「なみかた どんぶらこ」メンバー
	阿部 由美子	学識経験のある者	お話グループ「やより」 会員
	金本 ひろみ	学識経験のある者	「ひよこの会」 代表
	神野 秀夫	学識経験のある者	利用者代表（中央図書館）
	菊川 世紀	学識経験のある者	利用者代表（波方図書館）
	竹内 信子	学識経験のある者	利用者代表（大西図書館）
任期	令和6年9月2日 ～ 令和8年9月1日		

「参 照」

今治市執行機関の附属機関設置条例（抜すい）

（構成）

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定限以内の数の委員をもって組織する。

第4条 附属機関の委員は、当該機関の属する執行機関が、それぞれの定めるところにより、当該機関の担任する事項に関し、学識経験を有する者その他最も適当と認められる関係者のうちから選任する。

別表（抜すい）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項	構成の数の定限	任期
教育委員会	今治市図書館運営審議会	今治市立図書館の運営に関する事項についての調査、審議及び意見の答申に関する事項	15人	2年

今治市図書館運営審議会規則（抜すい）

（委員の構成）

第3条 審議会の委員の定数は、15人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

2 特定の地位又は職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該地位又は職にある期間とする。